

平成24年2月10日

於：農林水産省8階 水産庁中央会議室

水産政策審議会
資源管理分科会
第2回一斉更新小委員会議事録

水産政策審議会資源管理分科会第2回一斉更新小委員会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年 2月10日 14時00分

閉会 平成24年 2月10日 14時45分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

奥村 保之 風無 成一 長屋 信博 野村 俊郎 宮島 英雄

八木田和浩 山川 卓

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 柄澤漁政部長 高島資源管理部長

新井企画課長 丹羽管理課長 熊谷資源管理推進室長

黒萩指導監督室長 長谷漁業調整課長 加藤漁船漁業対策室長

矢吹沿岸・遊漁室長 内海漁場資源課長 木島海洋技術室長

4 議事

別紙のとおり

第2回一斉更新小委員会
議事次第

日 時：平成24年2月10日（金）14:00～14:45
場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
東京都千代田区霞が関1-2-1

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 平成24年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針（案）
- (2) 漁業種類別公示予定隻数
- (3) その他

3. 閉 会

○山川委員長 では、定刻となりましたので、ただいまから第2回「一斉更新小委員会」を開催させていただきます。本日はお忙しいところ御参集下さいまして、誠にありがとうございます。

本日は小川委員と高橋委員が所用のために欠席しておられますけれども、7名の委員の方々が出席して下さっております。

本小委員会につきましては、すべて公開となっております、会議内容等につきましては後日公表する予定としておりますので、このことをあらかじめ申し添えます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。本日は最終の小委員会ということになります。前回の審議を踏まえまして、当小委員会としまして、お手元の議事次第にあります議題「(1)平成24年『指定漁業の許可等の一斉更新』についての処理方針(案)」についての意見を最初にとりまとめたいと考えております。

では、まず処理方針(案)を含めた資料の説明を、水産庁よりよろしく願いいたします。

○新井企画課長 水産庁企画課長の新井でございます。1月にまいりまして、この小委員会をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、お手元に既にお配りしておりますけれども、袋の中に入った資料が本日の議事次第の資料でございます。それとは別に、委員の皆様方には机上に赤訂版ということで、資料2の前回との違いを表記したものを配付させていただいております、後にはこれで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料をとじておりますけれども、資料1から「一斉更新の今後のスケジュール」といった資料4までを配付させていただいておりますので、お手元を御確認いただければと思います。

今、委員長からお話ございましたので、早速議事の資料の説明に入らせていただきたいと思います。

資料2が本日の議題の中心でございます「平成24年『指定漁業の許可等の一斉更新』についての処理方針(案)」ということでお諮りをさせていただいております。

前回の11月の小委員会での御議論を踏まえまして、お手元の赤訂版を見ていただいた方がよいかと思いますが、種々いただいた意見、それから、その後調整が済みまして、数字が入った部分ということで今回御提示をさせていただいております、これにつきまして本日御審議をいただきたいと思っております。

それでは、詳細につきましては漁業調整課長から御説明をさせていただきます。

○長谷漁業調整課長 漁業調整課長の長谷でございます。

委員の皆様方は、資料2ですけれども、赤訂版の方を見ていただきたいと思います。前回御説明した素案と今回の案との違いについて御説明したいと思います。

まず「第1 指定漁業を取り巻く状況」の3ですけれども、手始めにささやかな訂正部分から御説明します。「等」が入っております。素案では「沿岸・沖合漁業者間で軋轢が

生じており」と記述しておりましたが、軋轢は必ずしも沿岸・沖合漁業間だけではないと、沖合漁業と遠洋漁業であったり、遠洋漁業間であったりということがありますので、そういう御意見をいただきましたので、「等」の字を挿入しているという修正でございます。

次に4ですけれども、収益性重視の操業体制への転換が急務で、漁業構造改革事業等を着実に推進することが重要という記述です。

その背景として、生産体制の脆弱化と資源問題があるわけですけれども、前回の小委員会で八木田委員から、資源が安定している漁業についても持続的生産体制の構築が重要という点を明確化してほしいという御趣旨の御意見があったと思います。それを踏まえまして、資源水準が悪化している漁業に限定されるように読める記述を改めております。「生産体制が脆弱化している漁業につき、漁業構造改革事業等の推進が必要」という記述いたしました。

次に「第2 基本的処理方針」になりますけれども、これの1の(2)のところは赤くなっていると思いますが、いか釣り漁業のところでは、船舶の総トン数の上限を緩和するという素案になっておりましたが、具体的なトン数について「185トン未満から200トン未満」というように明記いたしました。

次に「3 信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築」のところでは、(1)のVMSのところでは、ここはまず表題として、素案は非常に長かったので、これを短くして、ここに記述されていたことを説明文の方に記載いたしました。

また、位置報告をしてもらうということが書いてあったと思うんですけれども、位置報告は漁業者の方に積極的にやっていただかなくても、VMSを常時作動させていれば自動的に報告されるので、この旨を明確にいたしました。

次の「(2) 漁業者間の協議の促進」です。これは先ほどもお話ししましたように、漁業者間の軋轢は沿岸と沖合の間だけではないということで、国によるあっせんや仲介は、例えば遠洋漁業間などでも行っておりますので、それを反映いたしました。

更に「各漁業者の置かれた状況を踏まえつつ」といった文言を追加してはいますが、これはまさに、漁業調整というのはケース・バイ・ケースでありまして、例えば漁場が遠浅か急深かといったこと、魚種が何なのか、業種は何なのか、あるいは離島だ半島だといった地理的条件など、まさにさまざまですから、双方のお話をよく伺うという手法は共通だと思っておりますけれども、調整案をつくっていく際には、そういうさまざまな状況を総合勘案して対処していこうという気持ちを込めたものでございます。

「(3) 国際的取り決めの遵守のための措置」のところでは、①のロシア水域関係の記述がございまして、ここは内容の変更ではありません。「検討チームの議論を受け」とあったところを、「検討チームに関する報告書を受け」というふうに、文章上直しているというだけでございます。

その次の、②のオブザーバーのところでは、オブザーバーの乗船の義務付けを検討すると記述しておりましたが、その後の検討の結果、省令改正の目処が立ったことから「オブザーバーの乗船を義務付けする措置を導入する」と改めています。

また、前回の小委員会で奥村委員の方から、条約で義務付けられている以上の過剰な国内義務付けを行わない点を明確化してほしいという御意見があったことを受けまして、「地域オブザーバー計画のオブザーバー」ということを明確化しております。

次に5の(1)の①です。大中型まき網について、試験操業により漁獲能力が増加しないことが実証されたものについて、船舶の総トン数規制の見直しを行うとしていたところですが、その際「試験操業を踏まえた附属船の隻数、網台面積、魚倉容積等の制限を行う」という記述を追加しております。

次の(2)の④になります。国際競争力強化のための試験操業終了予定の船舶の公示への反映(海外まき網)についてです。これは前回、奥村委員から御発言があった件です。

本件につきましては、平成20年の大中型まき網漁業の国際競争力強化のための試験操業に関する取扱方針に基づきまして、平成21年からメバチの小型魚の混獲回避についての取組みを条件として、制度上は本許可として、従来の349トンを760トンに大型化して試験操業を行ってきました。「試験操業により一定の成果が得られた船舶について、公示の総トン数別の隻数に反映させるとともに、当該許可に対し必要な制限又は条件を付す」としました。

具体的には中西部太平洋海域におけるメバチの漁獲がWCPFC条約委員会の管理目標と合致した、従来船並みのメバチ混獲量に抑えるために、必要に応じ、農林水産大臣が期間を定めて、メバチの採捕を禁止できるとするということにしたいと考えております。

⑤は素案では「英文の許可証」となっていたものを「英文の許可証明書」に改めております。これは他国の官憲による洋上臨検に対応するために、必ずしも英文の許可証である必要はなくて、むしろ許可を受けているとの英文の証明書に漁船の国際トン数など、許可証に記載されていない情報も盛り込む、記載した方が望ましいとの判断から、当該漁船に漁業が許可されている旨の証明書を発給しようとするものです。

⑥のいか釣り機の台数については、前回、長屋委員から、いか釣り機の台数緩和をするに当たっては上限を設けてほしいとの趣旨の御発言があったと思っておりますけれども、今日は御欠席ですが、小川委員が所属されている全国遠洋沖合いかつり漁業協会と、資源管理分科会の能登委員が会長を務められておられます小型いかの方の全国いか釣り漁業協議会の間で調整いたしました結果、34台という上限を設けることとしたものです。

なお、併せて長屋委員からは、両業種間の操業上のトラブル防止についても御要望があったと思っております。これについては水産庁としてしっかりと調整に当たっていきたく思っております。

次の「(参考)乗組員の確保に関する施策」については、前回は記述しておりませんが、24年度予算の概算決定を踏まえまして1、2と入れております。読みます。

「1 漁業の担い手の確保を図るため、就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修等、就職希望者の段階に応じた支援を行う。

2 漁船の安全航行を行うために必要な乗組員を確保するため、より上級の海技士等の資格を取得するための講習会を開催する。」

との記述を追加しております。

この部分については、関係の深い高橋委員が今日は御欠席ですけれども、事前に御説明し、御理解を得ているところでございます。

以上、内容に変更があったところにつきまして御説明いたしました。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、討議に移りたいと思います。ただいま御説明いただいた内容につきまして、委員の方々から御意見、御発言をよろしくお願いいたします。

風無委員、どうぞ。

○風無委員 北海道機船漁業協同組合連合会の風無です。

ただいま長谷課長から説明もありましたけれども、水産庁としては断固として沖合漁業に対する VMS の設置をやるということでございます。

一方的に沖合漁業のみに設置するというのは、なかなか納得できないところでありますけれども、仮にそのような設置の義務を実施するにいたしましても、次のことについて配慮していただきたいと思います。

漁業調整上の設置ということであれば不公平感のないように、今後とも他種漁船へも VMS の設置を国が責任を持ってやっていただきたい。

それから、このような設置とかランニングコスト等の必要経費については、国が負担していただきたい。

先ほど軋轢という言葉もございましたけれども、地区によって円満に、沖合と沿岸が秩序を持って操業しているところもたくさんあります。これを VMS の設置の運用の誤りによって、混乱のないようにしていただきたい。

今、申しましたとおり、VMS というのはあくまでも機械ですから、故障することもあるかと思えます。そのようなときは慎重な対応で、船の操業に支障のないようにしていただきたいと思えます。

また、VMS のデータの管理については慎重に取り扱っていただきたい。

最後に、我々沖合業者を一方的に敵視する他種漁業者からの、これもまた一方的な要求については慎重に対応していただきたい。

以上を強く望んでいるものであります。

○山川委員長 6点ほど要望が出されたかと思えますけれども、これはよろしいですか。

○長谷漁業調整課長 国が VMS の設置に責任を持つてということは当然のこととございまして、そのようにしたいと思っております。沖合漁船だけをということのないようにとか、公平感をということもあったと思います。

一般的に沖底ですとか大中まきは沿岸の方に禁止ラインがあって、そこでのトラブル防止といいたいまいしょうか、そこでの信頼感の醸成ということをおねらった今回の対策と思っておりますが、逆にいうと、沿岸が外に出るのは通常は規制されていないものですから、そこでの違反問題みたいなものは余り想定されていないんですけれども、何の漁業種類であったとしても、そういう規制に対する違反絡みといいたいまいしょうか、ラインをめぐるのトラブル回避のために必要ということになれば、これまでも知事管理の漁業についても水産庁から指導といいたいまいしょうか、助言する形で VMS を付けたりという例はございます。ですから、それは必要に応じて都道府県にそういうことをお願いするというのも、ケース・バイ・ケースですけれども、それはあるんだと思っております。

あとはただ、今回国がやろうとしているような VMS ということになると、それなりに経費もかかる話ですから、位置に関するトラブル防止といいたいまいしょうか確認ということをおねらうのであれば、今回のロシア対策絡みでそういうこともやろうとしておりますが、GPS の記録の保持を義務付けるとか、そういったことも手法としてはあると思っておりますから、そういうことを考えながら対応していきたいと思っております。

設置の経費のお話もあったかと思っておりますけれども、必要な予算を、今年度の予算で準備を進めておりますし、来年度の予算案にも必要な予算を盛り込んでいるところでございます。

それから、円満な漁場も当然あるわけで、今回のことで何か秩序を混乱させるという意図は毛頭ないわけですから、むしろこれをきっかけに、まさに案に書いてありますけれども、関係漁業間の信頼の醸成をしていくきっかけに是非したいという思いであります。

機械だから故障のこともあるというお話もありました。運用上慎重に進めていくということも当然のことだと思っております。データの管理も、ある意味操業位置なんていうのは個人情報、経営上の重要な情報ということですから、慎重に取り扱いたいと思っております。

沿岸側からの一方的な要求という話もありましたけれども、何度も繰り返しておりますように、むしろこれをきっかけに関係者の信頼感の醸成を図っていきたいと思っております。

○山川委員長 では、ただいまの 6 点のことにつきまして、水産庁に今後十分に配慮していただきながら対応していただくといったこととございました。

ほかに御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

風無委員、どうぞ。

○風無委員 2 つの要素でお願いをいたしたいと思っております。

今回、VMS の設置に至った、設置をするという基本的な姿勢については、今後もきちんと保っていただきたい。

それから、もう一つは、今度は逆に各論的に細かいところで、現場テクニク的なものについても十分慎重な対応を、例えば同じ底びき船でもかけまわし漁法とオッタートロール漁法では、現場の航跡の描き方も違うわけでございます。

そういうことについても大きな見地と、本当に現場のテクニクと両方で対応していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○山川委員長 では、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

ほかに御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

長屋委員、どうぞ。

○長屋委員 ただいまの VMS の問題につきましては、今、長谷課長がお答えになったように、沿岸と沖合の漁業者間の信頼の醸成に寄与するという観点で、私どもは是非これをお願いしていきたいと思っております。

それから、沿岸・沖合漁業者間の協議の促進のところでございます。毎回処理方針の方にはこのようなことで書き込みをしていただいて、そういった意味では相当国の方の対応も進められてきているんだと思いますが、前回は申し上げましたとおり、まだまだほとんどの課題が前に進んでいないということが実態でございます。

既に各海域の問題については、長官の方に提出をさせていただいておりますので、本日は個々には申し上げませんが、是非これらが前進をするように、少なくとも我が国 200 海里の中の資源の管理等に貢献する、または漁場の効率的な利用について、これがまた前進をするような視点に立った、国の考え方をしっかり打ち出しながら、この辺の協議を国としても進めていただくということが必要かと思っておりますので、是非ここは実行面での進展をお願いをしたいと思っております。

4 ページのところ、構造改革に資するための規制等の見直しのところがございます。構造改革事業の試験操業によって、漁獲能力が増加をしないということの実証がされたものについては、それを許可の条件に反映していくという内容でございます。

私どもは全体的な構造改革の必要性というのは、我が国の漁業全体の発展のためには必要かと思っております。このような構造改革事業に基づきます試験操業が本許可の方に移行していくということについては、ここにはございますような附属船の隻数であるとか網台面積、魚倉容積等でございますが、やはりここはしっかりと海域の関係する漁業者との間の話し合いを通じ、しっかりと調整をした上で、このような対応を取っていただきたいということでございます。

以上です。

○山川委員長 どうもありがとうございました。これは御意見を伺ったということで、よろしくお願ひいたします。

ほかに御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

奥村委員、よろしく申し上げます。

○奥村委員 奥村でございます。

以前の小委員会で申し上げましたが、海外まき網の大型試験操業船の取扱いについてと、もう一点、遠洋マグロはえ縄漁船の我々の生き残り策として、所有船を外国船籍としてチャーターした場合に、日本の許可で運行を認めていただきたいと、特例的に臨時措置としてでも御検討いただけないかという要望をさせていただきました。

まず、1つ目として、海外まき網漁業の試験操業許可の3隻の本許可への移行についてですが、WCPFCにおける大型まき網漁船の小型魚漁獲問題は、現状体制では資源への悪影響がとまらないとして、さらなる規制強化の方向にあること、また、試験操業船での混獲回避技術の実証化は、取組漁業者が当初主張した方法では確実にできると証明されなかったことを考えますと、本大型化には船ごとに、個別具体的な漁獲制限を課すことが不可欠であると思います。

また、それが実行されることを担保とするために、遠洋マグロはえ縄船において実施されていることと同様に、水産庁担当官による水揚げ数量の確認が随時実行される必要があります。

2つ目として、海外まき網業界では、これら3隻の大型化のほかに、一斉更新時期前に、いわゆるA2許可を海外まき網漁船に上乘せしようとする動きが、本年に入り加速しているという情報を得ております。

漁船の大型化については、漁獲努力量を増大させないという制限がつく場合は、まき網船に限らず、竣工時や改造時の魚倉容積を実測だけでなく、随時水産庁検査官による立入実測を実行していただきたいと思います。

3つ目といたしまして、日本国民が外国船を使用して行う漁業に対する指定漁業の許可についてですが、水産庁案についてのパブリック・コメントの募集が行われ、私ども業界もこの場で配付させていただいた意見を寄せておりますので、改めてここで議論の時間をいただくことは差し控えさせていただきますが、本件は業界にとっても最大の関心事になります。外国漁船との国際競争力にさらされている遠洋漁業において、国際漁業機関が認めている制度を外国漁業者と同様に、日本の漁業者にも認めていただきたいという要望でございます。

国際漁業の生き残り策として有効なのか否かという視点で、一斉更新のタイミングにかかわらず、更に御検討をお願いしたい。

以上でございます。

○山川委員長 ありがとうございます。

ただいまの御発言につきまして水産庁、よろしく願いいたします。

○長谷漁業調整課長 まず、1つ目の海外まき網大型化について、漁獲制限をせよという御意見ですけれども、先ほど御説明しましたように、まさにそういう方向で採捕制限をす

ることができるという制限又は条件を付けた上で許可をしようという考え方を、先ほど御説明させていただきました。

それから、そういう制限をするわけですから、水揚げ数量の確認についてはメバチ漁獲の状況を確実にモニターしながら、市場の仕切書の確認ですとか、水揚げへの立会いなどを行うような仕組みをつくっていきたいと思っております。

漁獲努力量が大きくならないようにという趣旨で、魚倉容積ですとかにまさに制限をかけるわけですから、それについてしっかりチェックしていくということは当然だと思っております。

随時というお話がありましたけれども、疑義情報などがあった場合に随時、立入り実測等の対応をしていくということだと思っております。

あと、外国船籍の話はパブリック・コメント等を通じてやっているわけですが、一般論としてお話しさせていただくと、今回のこの案にも反映しているつもりですが、国際競争力の確保というのは大きなテーマでありまして、まさにそういう問題意識の中で構造改革事業も進めてきているということでありまして、収益性の向上ということで、そちらの側面からやっておりますが、それだけではなくて、制度面でもいろいろな問題があるわけですから、そういうものについて不断の検討を進めていくということも当然のことだと思っております。

現在水産基本計画の見直し、5年に1度の改定に向けて併行して議論していますけれども、その中でも国際競争力の確保ということが議論されているところですが、そういったことで水産庁全体としても大きな課題として、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○新井企画課長 若干補足をさせていただきます。

外国船舶のお話につきましては前回のこの小委員会で、前任の橋本が回答いたしておりますので繰り返すことはいたしませんけれども、この問題についての農林水産省としての方針を、公示に先立ちまして出させていただくことにしております。

それから、パブリック・コメント、貴重な御意見をいただいておりますが、これにつきましてはパブリック・コメントの所要の手續に従いまして、いただいた意見に対する回答というのも、この委員会が終わりまして一両日中に出させていただくことにしております。

○山川委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御発言をよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 日本まき網の野村と申します。

先程来の VMS と沿岸・沖合の話が出ましたけれども、これはもうそういう、VMS につきましては風無委員さんからも言われましたように、運用の誤りのないようにしていただいて、制度化にするならば、その後にしていただきたいと思います。

それから、沿岸と沖合のそういう話し合いといいますか、前回、私も発言させていただきましたが、水産庁の方でも積極的に調整をしていただくということで、それらもよろしくお願いいたします。

我々は外国水域でも操業しているんですけれども、この案に外国の競合とか、そういったものに対して文言が少な過ぎるのではないかと考えております。我々は中国船の、近年物すごい増隻と、ガス田の問題とか尖閣問題とか、我々の手に負えない問題もございまして。資源的にも減っておりますし、操業妨害とかそういった問題も近年とみに増えておりますので、東シナ海を、日本の権益を守る観点からも、水産庁としての5年に1度のビジョンの見直しといいますか、そういうことは強く打ち出してほしいというお願いでございまして。

以上でございます。

○山川委員長 ただいまの外国船の問題につきまして、何かコメントはございますでしょうか。

○長谷漁業調整課長 VMSの運用の話は先ほどもお答えしたとおりですけれども、慎重にやっていきたいと思っておりますし、今年度、一斉更新を待たずに既に試験的なトライアルをやっておりますので、是非またそこで御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。そこでいろいろ事前に、8月1日の前に問題点が出てくれば、それにまた対応していきたいと思っております。

話し合いの仲介・あっせんは、これからも一生懸命汗をかいていこうと思っております。

外国水域の話は前回、虎網の話もお聞かせいただいております。非常に深刻な状況だと思っております。暫定措置水域ですとか中間水域というところで外国漁船、中国漁船と直接競合して操業しなければいけないという状況を踏まえて、資源管理が基本であることは変わらないわけですけれども、国際競争力上不利にならないような見直しということをしていきたいと思っておりますが、これからも順次していきたいと思っております。

○山川委員長 長屋委員、よろしくお願ひします。

○長屋委員 これは要望でございます。今、野村委員からもございましたように、漁船漁業は相当国際的に競争が激化をしている。その中で、我が国の漁船漁業全体の船の高齢化が進んでいく中で、生産体制も脆弱化していくという危険もあるわけでございます。

今後とも我が国の水産食料を安定的に供給していくという面からも、しっかりとこの200海里の中の漁船漁業の構造がどうあるべきかということについて、私どももグランドデザインをお示しをしていただくということをお願いをしてきたわけでございますが、このようなことについて、是非とも検討をする場を設けていただきたいということです。

そういう中で漁船漁業はどう発展をさせていけるのか、維持していくのかということについての考え方を打ち出していかなければならないのではないかと、国の方としても御認識をいただきたい。

そして、このことが結果的に沿岸、沖合の対立関係ではなくて、共存に向けての話し合いの場づくりにもなっていくんだと思っておりますので、是非そのような検討の場を設けていただくことをお願いしたいと思っております。

○山川委員長 ありがとうございます。

これは要望として承ったということで処理させていただきます。

○長谷漁業調整課長 関連して、せっかくなのでいいですか。

○山川委員長 はい、お願いします。

○長谷漁業調整課長 養殖も含めてですけれども、三次補正でがんばる漁業、養殖ということで818億の基金を積みさせていただきましたし、一方、もうかる漁業については新規採択ができない状態になっておりましたけれども、四次補正で138億積み増しとともに事業延長ということですし、当初予算で30億の予算案を盛り込んでいるということで、非常に漁船漁業が厳しいという認識は同じでありますので、こういった予算も活用しながら、代船問題が一番大きいと思いますけれども、構造改革に取り組んでいきたいと思っております。

あと、がんばる漁業の中で、例えば北部まき網ではマスタープランというものもつくって、業界全体としての方向性も整理し、打ち出しているということですので、もうかる漁業の事業も活用しながら地域ごと、業種ごとにそういうものを検討し、打ち出していただければいいと思っております。

○山川委員長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

八木田委員、どうぞ。

○八木田委員 八木田です。

この国際競争力の関係で、今、もうかる、がんばるという形で全国さまざまな業界で一生懸命取り組んで、国内的に今、船の更新が図られてきているということで、あと、この国際競争力を保つときに、前回も言ったんですけれども、どうしてもこの被代船の処理というのをしっかりとしていかないと、また海外に流れたりするようなことになってしまうと、逆にこの補助金を生かして、せっかく国内の漁業自体を更新したにもかかわらず、国内の漁業者が被代船のおかげで首を絞められるということになりますので、その辺の管理をしっかりとしていきたいということで申し上げたいと思います。

○山川委員長 では、管理課長、よろしくお願いします。

○丹羽管理課長 ただいまの件につきましては漁船の輸出ということになるかと思いますが、それにつきましては、管理課のところは私になりまして、管理をしているということでございますので、今後とも日本の漁業に悪影響がないようにやっていきたいと思っております。

○山川委員長 ほかに御意見、御質問をよろしくお願ひいたします。よろしいですか。

いろいろな御意見をいただきました。風無委員からはVMSの問題につきまして6点ほど貴重な御意見をいただきましたし、奥村委員からは海外まき網に絡んでの問題、あるいは外国船籍の御要望等がございました。

長屋委員からは漁業調整、あるいは構造改革の問題ですとか、要望として 200 海里の中の漁業構造グランドデザインといったお話もございました。

野村委員からは VMS、あるいは漁業調整の話、あるいは東シナ海の外国船のそういった問題についての御発言がございました。

八木田委員からは国際競争力を、もうかる、がんばる漁業でやっているところであるけれども、船の処理についてはくれぐれも気をつけていただきたいといったお話がございました。

御意見をいろいろいただいたわけですがけれども、これらのこと、特に VMS の問題ですとか海まきの問題ですとか、こういったことにつきましては水産庁で十分に配慮していただくといった条件の下で、本委員会できりまとめた意見を踏まえた処理方針案としまして、本日の案を事務局から資源管理分科会に報告するというようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川委員長 では、お認めいただいたということにさせていただきたいと思います。

それから、本日の一斉更新小委員会での審議の経過につきまして、私の方から資源管理分科会の方に報告するというようにさせていただきますけれども、その内容について私に御一任いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川委員長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、議題 2 に入ります。「(2) 漁業種類別公示予定隻数」について、資料 3 の説明をよろしくお願いいたします。

○新井企画課長 ありがとうございます。

資料 3 は「漁業種類別公示予定隻数」ということで、1 枚紙の横表で整理をさせていただいております。

各漁業種類ごとに認可失効、減船等により削減した隻数の公示をしております。

前回も御説明させていただきましたけれども、今、御議論いただきました処理方針の中で、サンマ漁業とイカ釣り漁業につきましては、被災漁業者の経営リスクの軽減の観点から、更には兼業の機会の拡大ということ踏まえまして、新規参入を促進するというように、公示隻数を 220、それから、197 をそれぞれ維持するというようにしております。

その他につきましては、それぞれの減船の理由に基づきまして、これはまだ見込みでございまして、平成 24 年の公示隻数を本日提示をさせていただいているところでございます。

以上です。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局にて処理方針に沿って、更に隻数を精査していただきました上で、資源管理分科会に提出する公示案の作成をよろしくお願いいたします。

では、次の議題3の「(3) その他」ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○新井企画課長 ありがとうございます。

今、委員長から御指摘がありましたとおり、処理方針を踏まえまして省令、公示、あるいは通知に落ちるといふものもございますので、それぞれきちんと受けて、制度的な枠組みの整備をさせていただきたいと考えております。

事務局から資料4でございまして、今後のスケジュールについて簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

本日2月10日、第2回の「一斉更新小委員会」を行い、処理方針、公示見込みの隻数について御了解をいただきました。

これに先立ちまして行っておりましたパブリック・コメントがございますので、これにつきましても、回答について一両日中に公表させていただきたいと思っております。

その後、3月中下旬を予定しておりますけれども、資源管理分科会の中で小委員会の結果につきまして、委員長から御報告をいただくということとともに、処理方針を踏まえまして許可隻数等の公示の諮問・答申、それから、指定省令の改正についての諮問・答申をいただくということにしております。

ここで諮問・答申をいただきましたものを3月下旬に官報に公示をいたしまして、それから申請期間を漁業法の規定に基づきまして3か月以上取りまして、6月下旬に申請の締切り、それから、一定の審査期間を経まして、8月1日に許可の更新ということでございます。

これ以降の具体的な日程につきましては、またそれぞれ決まったところで、それぞれの関係者にお知らせをしていきたいと思っております。

○山川委員長 どうもありがとうございました。

今の話に何か御質問はありますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○山川委員長 ほかに「(3) その他」のところで、何かございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、以上をもちまして「一斉更新小委員会」を終了させていただきます。2回にわたる本小委員会での熱心な御討議、どうもありがとうございました。